

監査結果に係る措置通知書

平成24年度定期監査	会計室
是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 契約事務</p> <p>財務会計口座振替通知書作成業務委託に係る契約事務において、仕様書の内容及び設計金額の算定が適切でない。</p> <p>※ 財務会計口座振替通知書作成業務委託について、仕様書には、「シーラー用紙の作成に当たっては、特許第2736838号の特許・実用新案に係るものであるため、印刷に当たっては当該特許の使用許諾を受けていなければならない。」と記載されているが、当該特許は平成20年3月30日に権利が消滅しており、これに関連する特許第3075426号も平成23年3月29日で権利が消滅している。</p> <p>また、予定価格の算定基礎となる設計金額に、本来は不要である当該特許の使用許諾に係る額を含めて算定している。</p>	<p>財務会計口座振替通知書作成業務委託に係る不適切な算定の原因としては、当該業務委託における次年度の入札準備時に、当時契約中であった業者に対し参考見積りの作成を依頼した際、当該特許及びこれに付随する特許情報等に関して変更等が生じていないか口頭にて確認したところ、変更等はないとの回答であったため、当室にてあらためて当該特許の消滅日等の確認を怠ったことによるものである。</p> <p>当該特許についての消滅等をあらためて確認したため、平成25年度における当該業務委託使用書において、当該消滅特許に係る記述を削除するとともに、設計金額においても、当該特許の使用許諾に係る額は計上しないこととした。</p>